

特殊法人の整理及び合理化に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、特殊法人の廃止、統合及び民営化並びに特殊法人の役員及び職員の削減に関し必要な措置を定めるとともに、特殊法人に存続期限を設定することにより、特殊法人の整理及び合理化を推進することを目的とする。

(特殊法人の廃止)

第二条 政府は、平成九年三月三十一日までに、社会保障研究所を廃止するため、必要な措置を講じなければならぬ。

(特殊法人の統合)

第三条 政府は、平成九年三月三十一日までに、次の各号に掲げる特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。）をいう。以下同じ。）をそれぞれ統合

するため、必要な措置を講じなければならない。

- 一 船舶整備公団及び鉄道整備基金
- 二 日本道路公団及び本州四国連絡橋公団
- 三 新技術事業団及び日本科学技術情報センター
- 四 国際協力事業団及び国際交流基金
- 五 畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事業団
- 六 石炭鉱害事業団及び新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 七 中小企業退職金共済事業団及び建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合
- 八 雇用促進事業団及び日本労働研究機構
- 九 私立学校教職員共済組合及び日本私学振興財団
- 十 日本貿易振興会及びアジア経済研究所

(特殊法人の民営化)

第四条 政府は、平成九年三月三十一日までに、次の特殊法人を民営化するため、必要な措置を講じなけれ

ばならない。

一 日本開発銀行

二 日本輸出入銀行

三 帝都高速度交通営団

四 国立教育会館

五 国際観光振興会

六 消防団員等公務災害補償等共済基金

(特殊法人の役員及び職員の削減)

第五条 政府は、平成十二年三月三十一日までに、特殊法人の常勤の役員の総数を四百三十二人以内に削減するため、必要な措置を講じなければならない。

2 日本たばこ産業株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び日本電信電話株式会社（第四項において「日本たばこ産業株式会社等」という。）の役員は、前項の役

員に含まないものとする。

3 政府は、平成十二年三月三十一日までに、特殊法人の職員の総数を九万七千九百人以内に削減するた
め、必要な措置を講じなければならない。

4 日本たばこ産業株式会社等の職員は、前項の職員に含まないものとする。

(水資源開発公団法の一部改正)

第六条 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十一条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(地域振興整備公団法の一部改正)

第七条 地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(森林開発公団法の一部改正)

第八条 森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十三条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(農用地整備公団法の一部改正)

第九条 農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條を次のように改める。

(この法律の廃止)

第二十二條 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(石油公団法の一部改正)

第十条 石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十六条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第十一条 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(この法律の廃止)

第十四条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(新東京国際空港公団法の一部改正)

第十二条 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(首都高速道路公団法の一部改正)

第十三条 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十四条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(阪神高速道路公団法の一部改正)

第十四条 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十二条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第十五条 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第二十六条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(動力炉・核燃料開発事業団法の一部改正)

第十六条 動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の次に次の一条を加える。

(この法律の廃止)

第九条の二 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(宇宙開発事業団法の一部改正)

第十七条 宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(この法律の廃止)

第七条の二 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(環境事業団法の一部改正)

第十八条 環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

（この法律の廃止）

第九条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

（社会福祉・医療事業団法の一部改正）

第十九条 社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条を次のように改める。

（この法律の廃止）

第十八条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

（年金福祉事業団法の一部改正）

第二十条 年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

（この法律の廃止）

第八条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(金属鉱業事業団法の一部改正)

第二十一条 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(この法律の廃止)

第十条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(中小企業事業団法の一部改正)

第二十二条 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

(この法律の廃止)

第十七条の二 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(日本国有鉄道清算事業団法の一部改正)

第二十三条 日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(この法律の廃止)

第十五条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(簡易保険福祉事業団法の一部改正)

第二十四条 簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十二条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(労働福祉事業団法の一部改正)

第二十五条 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十一条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(北海道東北開発公庫法の一部改正)

第二十六条 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項を次のように改める。

(この法律の廃止)

11 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第二十七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第八条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(国民金融公庫法の一部改正)

第二十八条 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

5 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(環境衛生金融公庫法の一部改正)

第二十九条 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項を次のように改める。

(この法律の廃止)

17 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第三十条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項を次のように改める。

11 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第三十一条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八項を次のように改める。

8 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第三十二条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(この法律の廃止)

第九条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第三十三条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第一百五十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

19 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第三十四条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(この法律の廃止)

16 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第三十五条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 本法ハ平成十二年三月三十一日マデニ廃止スルモノトス

(日本たばこ産業株式会社法の一部改正)

第三十六条 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(解散)

第十三条の二 会社は、別に法律で定めるところにより、平成十二年三月三十一日までに解散するものとする。

(電源開発促進法の一部改正)

第三十七条 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二を第三十五条の三とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

（解散）

第三十五条の二 会社は、別に法律で定めるところにより、平成十二年三月三十一日までに解散するものとする。

（関西国際空港株式会社法の一部改正）

第三十八条 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（解散）

第二十三条の二 会社は、別に法律で定めるところにより、平成十二年三月三十一日までに解散するものとする。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）

第三十九条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（解散）

第十四条の二 会社は、別に法律で定めるところにより、平成十二年三月三十一日までに解散するものとする。

（国際電信電話株式会社法の一部改正）

第四十条 国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（解散）

第十五条の二 会社は、別に法律で定めるところにより、平成十二年三月三十一日までに解散するものとする。

（日本電信電話株式会社法の一部改正）

第四十一条 日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（解散）

第十六条の二 会社は、別に法律で定めるところにより、平成十二年三月三十一日までに解散するものとする。

（北方領土問題対策協会法の一部改正）

第四十二条 北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

（この法律の廃止）

第十条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

（海外経済協力基金法の一部改正）

第四十三条 海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十二条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(国民生活センター法の一部改正)

第四十四条 国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十二条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(日本原子力研究所法の一部改正)

第四十五条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第七条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(理化学研究所法の一部改正)

第四十六条 理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

（この法律の廃止）

第九条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

第四十七条 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一百三条第一項を次のように改める。

協会は、別に法律で定めるところにより、平成十二年三月三十一日までに解散するものとする。

（日本育英会法の一部改正）

第四十八条 日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

（この法律の廃止）

第十二条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(日本芸術文化振興会法の一部改正)

第四十九条 日本芸術文化振興会法（昭和四十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第八条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(日本学術振興会法の一部改正)

第五十条 日本学術振興会法（昭和四十二年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(放送大学学園法の一部改正)

第五十一条 放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(日本体育・学校健康センター法の一部改正)

第五十二条 日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十六条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第五十三条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(この法律の廃止)

第三十条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(心身障害者福祉協会法の一部改正)

第五十四条 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第八条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第五十五条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項を次のように改める。

(この法律の廃止)

17 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第五十六条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(この法律の廃止)

第二十条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(競馬法の一部改正)

第五十七条 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三十を次のように改める。

(解散)

第二十三条の三十 協会は、別に法律で定めるところにより、平成十二年三月三十一日までに解散するものとする。

(農業者年金基金法の一部改正)

第五十八条 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十二条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

(自転車競技法の一部改正)

第五十九条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二十五を次のように改める。

第十二条の二十五 日本自転車振興会は、別に法律で定めるところにより、平成十二年三月三十一日までに解散するものとする。

(小型自動車競走法の一部改正)

第六十条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二十五を次のように改める。

第十九条の二十五 日本小型自動車振興会は、別に法律で定めるところにより、平成十二年三月三十一日までに解散するものとする。

(放送法の一部改正)

第六十一条 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項を次のように改める。

協会は、別に法律で定めるところにより、平成十二年三月三十一日までに解散するものとする。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第六十二条 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条を次のように改める。

(この法律の廃止)

第十五条 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(行政改革委員会設置法の一部改正)

2 行政改革委員会設置法(平成六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項と

し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 委員会は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。第十条において「特殊法人」という。）の整理及び合理化に関する事項を調査審議する。

第三条中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十条第一項中「総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号に規定する法人（同号の規定の適用を受けない法人を除く。次項において「特殊法人」という。）」を「特殊法人」に改める。

附則第三項中「附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日に」を「平成十二年三月三十一日限り、」に改める。

理由

肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、特殊法人の整理及び合理化を推進するため、特殊法人の廃止、統合及び民営化並びに特殊法人の役員及び職員の削減に関し必要な措置を定めるとともに、特殊法人に存続期限を設定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。